

東京都食品衛生自主管理認証申込規約

東京都食品衛生自主管理認証の審査認証については、以下の手続が必要であり内容をご確認の上、所定の申込書により審査登録をお申込みください。

尚、本規約の説明は、「東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱」第35に基づき行われます。

1. 申込み・受付について

東京都食品衛生自主管理認証制度により審査を希望される企業、組織体(以下「受審企業」という)は、「東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という)並びに東京都の確認を受けた、株式会社リースキン西東京の「東京都食品衛生自主管理認証業務規定」(以下「業務規定」という)、「東京都食品衛生自主管理認証業務苦情処理規定」(以下「苦情処理規定」という)をご承諾の上、「東京都食品衛生自主管理認証申込書」を株式会社リースキン西東京(以下「当社」という)に提出して頂きます。

2. 費用(手数料)見積について

所定の申込書が、当社に到着後、30日以内に費用を見積り、受審企業に見積書を提示致します。

3. 受審企業の申請、審査、認証について

受審企業は、見積書の提示を受け、当社に認証申請される場合には、実施要綱第1号様式「認証申請書」を提出して頂きます。

当社は、受審企業の申請を受け、実施要綱の申請要求事項を満たしていれば、申請を受理し、「東京都食品衛生自主管理認証業務確認書」(以下「確認書」という)を取り交わします。

尚、費用については、「実施要綱」に基づき、受理した時点で、見積書のお支払条件に費用の支払いは振込手数料ご負担のうえ、銀行振込でお願いします。

ご入金の確認後、30日以内に「実施要綱」、「業務規定」に基づき審査を開始します。

審査実施後、「実施要綱」、「業務規定」に基づき、判定を実施し認証を決定します。

認証までの期間については、審査状況により異なりますが、概ね90日以内に終了致します。

4. 受審企業の変更申請、審査、認証について

当社は、受審企業の変更申請を受け、「実施要綱」の変更申請要求事項を満たしていれば、変更申請を受理致します。

尚、費用については、「業務規定」に基づき、所定の費用を、ご請求させていただきます。費用の支払いは振込手数料ご負担のうえ、銀行振込でお願い致します。

ご入金の確認後、30日以内に「実施要綱」、「業務規定」に基づき変更審査を開始致します。

変更審査実施後、「実施要綱」、「業務規定」に基づき変更認証を決定致します。

5. 認証書の再交付申請について

当社は、受審企業の認証書の再交付申請を受け、「実施要綱」の再交付申請要求事項を満たしていれば、再交付申請を受理致します。

尚、費用については、「業務規定」に基づき、所定の費用を、ご請求させていただきます。費用の支払いは振込手数料ご負担のうえ、銀行振込でお願い致します。

ご入金の確認後、遅滞無く「実施要綱」、「業務規定」に基づき再交付を行います。

6. 認証の辞退等について

当社は、受審企業の認証書の辞退等の申請を受け、「実施要綱」の辞退申請要求事項を満たしていれば、辞退等の申請を受理致します。

尚、費用については、「業務規定」に基づき、所定の費用を、ご請求させていただきます。費用の支払いは振込手数料ご負担のうえ、銀行振込でお願い致します。

ご入金の確認後、遅滞無く「実施要綱」、「業務規定」に基づき辞退等の手続きを行います。

7. 審査に関する技術上の指導について

当社は、審査の過程で「実施要綱」、「業務規定」に基づいた範囲内で技術上の指導を行います。尚、この技術上の指導で、費用請求は発生致しません。

8. 審査に関する技術上の範囲を超える指導、再審査について

当社は、審査の過程で技術上の範囲を超えて改善が必要と認められる場合や、判定に際して、認証を否とする判定があったときは再審査を行います。

再審査に際しては、再度、受審企業に再審査見積書を提示し、前述4の申請、審査認証に準じて指導、再審査を行います。

9. 費用(手数料)について

費用については、「実施要綱」並びに「業務規定」に基づいて見積をご提示の上
支払条件に従って、ご請求させていただきます。

費用の支払は振込手数料ご負担のうえ、銀行振込でお願い致します。
尚、一度お支払された費用については返却致しません。

10. 認証の取消しについて

当社は、「実施要綱」並びに「業務規定」に基づいて認証の取消しを行うことが
あります。

認証の取消しに際しては、費用については発生致しません。

11. 報告の提出、書類の閲覧、立ち入りについて

当社は、審査の実施に際して、「実施要綱」並びに「業務規定」に基づき、必要
な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証の施設及びその施設を管理
する事務所等に立ち入ることができます。

12. 認証基準の確認について

当社は、認証の有効期間中に「実施要綱」並びに「業務規定」に基づき、認証基
準が履行されているかどうかの確認を行います。

尚、費用については、「実施要綱」に基づき、前述した4の受理した時点の見積書
のお支払条件に基づき、ご請求させていただきます。

13. 指定審査業者の取消しについて

当社が「実施要綱」に基づき、指定審査事業者の指定を取り消されたときは、
「実施要綱」並びに「業務規定」に基づき、他の審査業者に認証の業務を引継ぎ
致します。

14. 異議の申し立てについて

受審企業は、当社に対して、申請、審査、認証等の一連の業務に対して、異議を
申し立てることができます。

当社が、受審企業より申し立てを受けた場合には「苦情処理規定」に基づき対応
致します。

15. 機密保持について

当社は、「実施要綱」並びに「業務規定」に基づき、受審企業の業務に関するすべての情報の機密を保持致します。

但し、法的な要請による場合には、この限りではありません。

機密保持については、認証業務終了後も継続致します。

16. 認証書の使用について

認証を受けた受審企業は、「実施要綱」に基づき認証書を掲示しなければなりません。認証マークの使用については、都の許可する使用条件に基づいて行います。

17. 安全の確保について

受審企業は、審査の実施において当社審査員が立ち入る可能性がある場所について安全の確保及び立入禁止場所のご指示をお願い致します。

尚、審査員の不注意を除き、万一審査員に危害が加わった場合には、その損害につき補償をお願いする場合がございます。

東京都食品衛生自主管理認証申込書

株式会社 リースキン西東京宛

(原本を郵送にてお送り下さい)

番号	項目	記述		
1	認証対象施設	名称		
		所在地	〒	
2	本社	名称		
		所在地	〒	
3	ご担当者	お名前	部署・役職	捺印
4	ご連絡手段	電話番号		
		FAX		
		Email		
5	認証対象施設概要	業種		
		従業員数(パート含)	人	
		おおよその作業面積	㎡(坪)	
6	審査に対する要望	事前指導希望時期	年	月頃
		その他のご要望		
7	コンサルタントのご契約状況	下記コンサルタントと契約している ・ 契約していない		
		会社名		
		住所		
		担当氏名		
<p>「東京都食品衛生自主管理認証申込規約」を理解、承諾の上、株式会社リースキン西東京に審査を申し込みます。 受審に際し、該当する要求事項を遵守し、審査に必要なすべての情報を提供致します。 尚、実際に認証申請する場合には、実施要綱第1号様式「認証申請書」を提出した後、「東京都食品衛生自主管理 認証業務確認書」を取り交わし、見積書に基づく費用を請求書に基づき支払います。</p>				
8	ご署名 (申込責任者の方)	申込日付	年	月 日
		お名前	役職	捺印

東京都食品衛生自主管理認証業務確認書

(以下「甲」という。)と株式会社リースキン西東京(以下「乙」という。)とは、「東京都食品衛生自主管理認証制度」(以下「制度」という。)に係わる審査認証業務の遂行について、「東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱」第34に基づき次の通り確認する。

1. 甲乙両当事者は、制度に係わる甲の東京都食品衛生自主管理認証の維持・管理について円滑な運営を図ることを確認する。
2. 甲は、乙から「東京都食品衛生自主管理認証審査認証申込規約」に基づき、審査認証業務等の一連の業務の説明を行った事を確認する。
3. 乙は、甲に対して「東京都食品自主管理認証制度実施要綱」に定める範囲を業務とし、同要綱並びに東京都の確認を受けた「東京都食品衛生自主管理認証業務規定」に基づき、審査認証業務等の一連の業務を実施する。
4. 本確認書の有効期間は、本確認書の日付から「東京都食品自主管理認証制度実施要綱」に沿って更新、終了した日とする。
5. 「東京都食品自主管理認証制度実施要綱」、「東京都食品衛生自主管理認証業務規定」「東京都食品衛生自主管理認証業務苦情処理規定」に定めのない事項については、甲乙が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本確認書を証する為、本確認通知書を2通作成し、甲乙両当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲:

乙: 東京都八王子市美山町2161番地27
株式会社 リースキン西東京
代表取締役 遠藤 尚孝